

Apple Pay モバイルペイメント規定

第1章 総則

第1条 目的等

1. 本規定は、au じぶん銀行株式会社（以下「当社」という。）から当社所定の「じぶん銀行スマホデビット会員規約」（以下「会員規約」という。）に基づきじぶん銀行スマホデビット（以下「スマホデビット」という。）の提供を受けた会員が、Apple 社が別途指定する機種種のモバイル端末（以下「指定モバイル端末」という。）を使用する方法により、デビット取引を行う場合の、当社、株式会社ジェーシービー（以下、「JCB」といい、JCB と当社をあわせて「両社」という。）、または両社が会員に提供するサービス（以下「本サービス」という。）の内容、利用方法、その他当社と会員との間の契約関係（以下、本サービスにかかる会員と両社との間の契約関係を「本契約」という。）等について定めるものです。会員は、本規定に同意のうえ、本規定にかかるサービスの提供を受けるものとします。
2. 本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。また、会員が Apple Pay を用いずにデビット取引を行う場合については、本規定は適用されず、引続き会員規約およびその他の付属規定のみが適用されるものとします。
3. 利用者は、本規定の他の条項にかかわらず、当社が別途公表した日以降に、第 10 条第 1 項第 2 号および第 3 号の加盟店において本サービスによるデビットショッピング利用ができます。

第2条 用語の定義

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約におけるのと同様の意味を有します。

1. 「利用者」とは、会員のうち、本契約の当事者として、本サービスの提供を受ける者をいいます。
2. 「Apple 社」とは、利用者に対して、Apple Pay を含む、指定モバイル端末にかかるサービスを提供する Apple Japan 合同会社をいいます。
3. 「Apple Pay」とは、Apple 社と指定モバイル端末の利用者との間の契約（当該契約に適用される約款を「Apple 社約款」という。）に基づき同社が利用者に提供する、本件モバイル端末を非接触式決済を行うためのデバイスとして用いること、および Apple ID 紐付け（第 10 条の 2 で定義するものをいう。以下同じ。）ができるサービスをいいます。
4. 「AppleID」とは、利用者が Apple 社の提供するサービスを利用する際に使用するアカウントをいいます。

5. 「本件アプリケーション」とは、本件モバイル端末上で起動し、利用者が本サービスの提供を受けるために必要な、Apple 社が利用者に提供する Apple Pay のためのアプリケーションをいいます。
6. 「指定カード」とは、利用者が Apple Pay を用いてデビット取引を行う場合に、デビットショッピング利用代金等を支払うために、本契約を申込み会員が指定したスマホデビットをいいます。
7. 「本件モバイル端末」とは、利用者が本サービスの提供を受けるために使用する指定モバイル端末をいいます。
8. 「トークン番号」とは、利用者が Apple Pay を使用して指定カードによるデビットショッピング利用を行う場合にのみ使用することが可能な番号であって、指定カードごとに、かつ本件モバイル端末ごとに利用者に発行される番号をいいます。なお、利用者が同一の指定カードを用いてデビット取引を行う場合であっても、利用者が本契約を新たに締結する都度、また新たな本件モバイル端末を用いる都度、異なるトークン番号が発行されます。ただし、利用者が AppleID 紐付けを行った場合、利用者が本件モバイル端末とは異なる端末を用いて AppleID を利用した決済を行う場合にも同一のトークン番号が使用されます。
9. 「QUICPay」とは、JCB が単独または提携するカード発行会社と共に運営する IC チップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。
10. 「QUICPay 加盟店」とは、QUICPay を決済方法として選択できる加盟店をいいます。
11. 「QUICPay プラス加盟店」とは、QUICPay 加盟店のうち、JCB 所定の標識を表示している加盟店をいいます。
12. 「JCB Contactless」とは、JCB が運営する IC チップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。なお、QUICPay と JCB Contactless は、いずれも JCB が運営する非接触式決済システムですが、通信規格が異なる決済システムです。
13. 「JCB Contactless 加盟店」とは、JCB Contactless を決済方法として選択できる加盟店をいいます。

第3条 契約手続き等

スマホデビットを利用する会員が本規定に同意のうえ、会員が本サービスの提供を受けるために用いようとする指定モバイル端末を介して、Apple 社および両社所定の方法により本契約の申込みを行い、Apple 社および両社がそれぞれ審査のうえ承認した場合に、本契約は成立します。本契約の成立は、指定モバイル端末を通じて、利用者たる会員に通知され、当該通知と共に指定モバイル端末に Apple 社所定の登録がなされることにより、当該指定モバイル端末が本件モバイル端末となります。なお、両社が必要と認める場合、両社はその他の方法により利用者たる会員に通知を行う場合があります。

第4条 トークン番号

1. 当社は、本契約が成立した場合、利用者に対して、トークン番号を発行します。この場合、本件モバイル端末には、Apple 社所定の仕様に基づき、トークン番号の一部の桁の数字のみが表示されます。なお、利用者は当社に対して問い合わせることにより、トークン番号の全桁の数字の通知を受けることができますが、第3項の管理責任を負うこととなるため、特別な事情がない限り、利用者がトークン番号の全桁を知ることがは推奨されません。
2. 利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるデビットショッピング利用を行う場合、本件モバイル端末から加盟店等に対して、さらに加盟店等から JCB に対してトークン番号が通信されることにより、利用者が指定カードによる決済を選択してデビットショッピング利用等を行ったことが特定されます。ただし、第10条第4項に定めるショッピング利用の場合は、これとは異なる方法が取られます。
3. 利用者はトークン番号を本契約の目的のためにのみ使用することができるものとし、善良なる管理者の注意をもってトークン番号を管理しなければなりません。利用者は、本サービスおよびトークン番号を第三者に利用させてはなりません。

第5条 付帯サービス

1. 利用者は、第3章に定めるサービスのほか、利用者が本サービスを利用する場合に限った付帯サービスを受けられる場合があります。
2. 利用者が本サービスを利用する場合、会員が会員規約に基づき提供を受けられる付帯サービスの一部について、サービスの提供を受けることができない場合があります。
3. 当社、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCB またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。

第6条 本件モバイル端末・パスコード等の管理等

1. 利用者は、自己の判断で本件モバイル端末により決済サービスの提供を受けることとしたこと、本件モバイル端末の占有を失った場合には、第三者が本サービスを悪用するおそれがあること等を考慮し、本件モバイル端末を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 利用者は、本件アプリケーションに指定カードが登録されている間、本件モバイル端末を第三者（指定モバイル端末の売買を行う事業者や保守サービス等を提供する事業者を含むが、これに限られない。）に譲渡、貸与もしくは預託してはならず、また本件モバイル端末を廃棄してはなりません。利用者がこれらの行為をしようとする場合には、必ず、事前に本契約の解約を行い、本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消するものとします。
3. 第三者に本サービスを利用されるおそれがより高くなりますので、利用者が第三者と

共同で本件モバイル端末を使用することを禁止します。もし、本契約の有効期間中に本件モバイル端末を第三者と共同で使用した場合、利用者は本件モバイル端末を利用者と共同して利用した者（以下「共同占有者」という。）その他の第三者が本件モバイル端末を使用したことにより生じる一切の損害等に関する責任を負担するものとします。

4. Apple Pay は、本件モバイル端末の占有者が Apple Pay を利用しようとする都度、利用者が本件モバイル端末に事前に登録したパスコード（以下「本パスコード」という。）を入力する方法による本人認証（以下「モバイル端末認証」という。）を当該占有者に求め、モバイル端末認証がなされた場合に利用可能となるサービスであり、両社はモバイル端末認証がなされたことにより、本件モバイル端末の占有者が利用者本人であると推定します。利用者は、本パスコードを他人に知られることがないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。また、利用者は、共同占有者その他の第三者がモバイル端末認証を行った場合には、本サービスを悪用するおそれがあることを考慮し、本サービスの利用を申込む際は、氏名、生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい記号・番号等を本パスコードとして登録しないようにするほか、既に登録された本パスコードの変更を含めた必要な措置をとるものとします。
5. 前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末の本人認証機能として、生体認証機能を利用する旨を本件モバイル端末において登録している場合、本件モバイル端末所定の方法により生体認証を行うことをもって、モバイル端末認証を行うことができる場合があります。生体認証機能は利便性のある認証方法である反面、利用者本人の意思に基づかずに、共同占有者その他の第三者によって悪用されるおそれもある認証方法ですので、この点も考慮のうえ、利用者の責任と判断の下、生体認証機能を利用するか否かを選択するものとします。生体認証機能によるモバイル端末認証が行われた場合、その結果については、利用者本人が責任を負担するものとします。また、利用者が生体認証機能の利用登録を行っている場合であっても、本パスコードを入力する方法によるモバイル端末認証を行うことができる場合がありますので、利用者は引続き、前項に定める義務を負うものとします。
6. 利用者が本サービスを利用する場合、会員規約または「J/Secure(TM)利用者規定」に基づく、暗証番号・パスワードによる本人認証は原則として行われません。ただし、加盟店により、これと異なる取扱いがなされる場合があります。
7. 本件モバイル端末により本サービスが利用された場合、モバイル端末認証の有無にかかわらず、その結果については利用者本人が責任を負担するものとします。なお、利用者は、かかる負担があることを考慮し、自己の責任と判断の下、会員規約上可能な場合には、指定カードの1日あたりの利用限度額の設定・変更を行う等、必要な措置をとるものとします。

第2章 個人情報の取扱い

第7条 個人情報の収集、保有、利用

1. 利用者および本契約を申込まれた方（以下「利用者等」という。）は、両社が、(1) 本契約の締結有無の判断、(2) 本契約締結後の管理、(3) 利用者に対する本契約に基づくサービスの提供のために、Apple 社から以下の①から④の個人情報の提供を受け、利用することに同意します。
 - ① 利用者等の氏名、住所、電話番号、使用言語等、利用者等が Apple 社に登録した事項
 - ② 本件モバイル端末の識別番号、端末の種別
 - ③ 利用者等が本契約の申込みを行うにあたって指定モバイル端末に入力された内容および入力方法等
 - ④ 本契約締結の諾否に関する情報
2. 利用者は、当社が Apple 社に対して、(1) Apple 社における本契約締結後の管理、(2) Apple 社の利用者に対する本契約に関連するカスタマーサポートのために、利用者の会員番号、トークン番号、本契約の有効期間、および本件モバイル端末を用いた共同占有者その他の第三者による本サービスの悪用に関する情報を提供する場合があることに同意します。
3. 利用者等は、当社が本契約に基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、第1項に定める個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第8条 契約不成立時および契約終了後の個人情報の利用

利用者等は、本契約が成立しなかった場合であっても、または本契約が終了した後であっても、当社が前条の定めに従い個人情報の保有および利用を行うことに同意するものとします。

第3章 モバイルペイメントサービス

第9条 利用可能な金額

1. 利用者は、指定カードの利用が認められた金額の範囲内で、本サービスを利用することができます。
2. 前項にかかわらず、第10条第1項第1号の加盟店においては、1回当たりの利用上限額は、500,000円となります。
3. 前二項にかかわらず、当社が特に定める加盟店においては、1回当たりの利用上限額は、当該加盟店が別途定める金額となります。

第10条 デビットショッピング利用

1. 利用者は、以下の第1号から第3号の加盟店において、本サービスを利用することができます。これらの加盟店には、原則として、JCB 所定のマーク（マークには複数の種類があり、JCB のホームページにおいて公表されます。）が表示されますが（ただし、非対面取引の加盟店の場合はこの限りではありません。）、当該表示のない店舗であっても、第1号から第3号の加盟店として本サービスを利用できる場合があります。なお、Apple Pay を利用できる店舗として、Apple 社所定のサービスマークが表示されている店舗であったとしても、第1号から第3号の加盟店でない限り、本サービスを利用することはできません。
 - (1) QUICPay プラス加盟店
 - (2) JCB Contactless 加盟店
 - (3) インターネット等による非対面取引を行う指定カードの加盟店のうち、Apple Pay を利用できる加盟店（ただし、一部の加盟店において本サービスを利用できない場合があります。）
2. 前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末として使用する指定モバイル端末の種類によっては、前項の加盟店の一部において本サービスを利用することができません。
3. 利用者は、会員規約の定めにかかわらず、加盟店の店頭における取引であるか、インターネット等による非対面取引であるかを問わず、モバイル端末認証を行い、かつ Apple 社所定の手続きを行うことにより、本サービスを利用することができます。
4. 前項にかかわらず、両社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意し、Apple 社所定 の手続きを行うことにより、当該加盟店との継続的取引に基づき当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができる場合があります。この場合、利用者が当該加盟店との継続的取引の決済手段として本サービスを指定すると、当該指定後に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消し、第16条第2項に基づき本契約を中途解約したとしても、その後も当該加盟店に対する債務が発生したときは、本サービスにより決済される場合があります。この場合、当該加盟店に対する債務に関しては、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は会員規約および本規定に基づき、JCB または当社に対する支払義務を負うものとします。利用者は、当該加盟店との継続的取引の決済手段として本サービスを利用することを終了したい場合には、利用者の責任において当該加盟店に対して申し出、当該加盟店との間で当該加盟店所定の手続きを行うか、または Apple 社所定の手続きを行うものとします。
5. 第3項にかかわらず、当社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意することにより、当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができる場合があります。この場合、利用者が加盟店との間で取引の予約等を行い、当該取引が成立した場合の決済手段として本サービスを指定すると、当該指定後に利用者が本件アプリケーションか

ら指定カードの登録を抹消し、第 16 条第 2 項に基づき本契約を中途解約したとしても、その後に当該取引が成立したときは、本サービスにより決済される場合があります。この場合、当該取引に関しては、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は会員規約および本規定に基づき、JCB または当社に対する支払義務を負うものとします。

6. 利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、利用者は指定カードによりデビットショッピング利用したものとみなされ、利用者は、指定カードのその他のカード利用代金とあわせて、会員規約に基づき、当社に対して支払いを行うものとします。
7. 利用者は、会員規約の定めに基づき、デビットショッピング利用の制限が課される場合、本サービスの利用もできません。

第 10 条の 2 Apple ID 紐づけ

1. 利用者は、第 1 条第 1 項 および前条等にかかわらず、Apple 社所定の方法により、AppleID を利用した場合の支払方法として、ApplePay を指定すること（以下「AppleID 紐付け」という。）ができます。利用者が AppleID を利用して決済を行い、AppleID 紐付けを行った Apple Pay による決済が選択されると、本件モバイル端末を使用したか否かにかかわらず、利用者は本契約に基づき本サービスを利用して決済を行ったこととなります。この場合、前条第 5 項および第 6 項が準用されます。
2. AppleID 紐付けを行った利用者が AppleID を利用して決済を行う場合の認証方法は、前条にかかわらず、モバイル端末認証ではなく、AppleID を利用する場合の認証方法となります。AppleID 紐付けを行った利用者は、AppleID のパスワード等を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって設定および管理するものとします。本条に基づき本サービスが利用された場合、その利用は利用者本人によるものと推定します。
3. 利用者が AppleID 紐付けを行った場合、その後に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消しても、それに加えて、利用者が Apple 社所定の方法により、自己の責任で AppleID 紐付けを解除しない限り、引き続き、前二項が有効に適用されます。利用者が Apple 社所定の方法による AppleID 紐付けの解除を行わないうちに本条第 1 項に基づく決済が行われた場合、利用者が第 16 条第 2 項に基づき本契約を中途解約した後の決済であったとしても、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は会員規約および本規定に基づき、JCB または当社に対する支払義務を負うものとします。

第 4 章 その他

第11条 本件モバイル端末の紛失、盗難

1. 利用者は本件モバイル端末の紛失もしくは盗難の事実またはそのおそれがあることを

知った場合には、直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、次の（ア）および（イ）の双方の措置をとるものとします。なお、利用者は本契約の締結後速やかに、紛失・盗難等の発生の際に（イ）の措置を実施することができるよう、本件モバイル端末の設定その他の必要な措置を講じるものとします。

（ア） 当社に対する届出

（イ） Apple 社所定の方法による遠隔操作での Apple Pay の機能停止措置の実施

2. 本件モバイル端末の紛失、盗難等により、他人に本サービスを利用された場合には、その利用代金は利用者の負担とします。
3. 前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末の紛失もしくは盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社所定の方法により当社に通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の紛失・盗難届を当社に提出した場合、当社は、利用者に対して当社が通知を受けた日の 60 日前以降の本サービスの利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。
 - （1）利用者が第 6 条第 1 項から第 5 項のいずれかに違反したとき
 - （2）利用者が本条第 1 項に違反したとき
 - （3）利用者の家族、親族、同居人など利用者の関係者が本サービスを利用したとき（これらの関係者が本サービスを利用したことについて、利用者に故意または過失があるか否かを問いません。）
 - （4）利用者またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき
 - （5）紛失・盗難届の内容が虚偽であるとき
 - （6）利用者が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査の協力を拒んだとき
 - （7）本サービスの利用の際、本パスコードまたは第 6 条第 5 項に定める生体認証機能が使用されたとき（ただし、本パスコードの管理について利用者に故意または過失がない場合を除く。）
 - （8）戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき
 - （9）その他本規定または会員規約等に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき

第12条 一時停止等

1. 当社は、本サービスを提供するためのシステム（以下「本決済システム」という。）の定期的な保守点検および更新を行うために、本サービスを一時停止します。

2. 両社は、以下のいずれかに該当する場合、利用者に対する事前の通知または公表なく、本サービスを一時停止または中止することができます。
 - (1) 本決済システムの保守点検または更新を緊急に行う必要がある場合
 - (2) 火災、天災、停電その他の不可抗力により、本サービスの運営を継続することが困難な場合
 - (3) 本サービスまたは本決済システムのセキュリティ上、両社が本サービスを一時停止または中止する必要があると合理的に判断した場合
 - (4) 上記各号のほか、両社が本サービスを一時停止または中止する必要があると合理的に判断した場合

第13条 免責

1. 両社は、以下の事由により、利用者が本サービスを利用できない場合であっても、一切の賠償責任を負いません。
 - (1) 本件モバイル端末（これと一体となり、または記録されている IC チップ、各種アプリケーション、データ等を含む。以下、本条において同じ。）もしくは本件アプリケーションの瑕疵もしくは故障、または通信事業者の提供するサービスの瑕疵が起因する場合
 - (2) 本件モバイル端末の電池切れによる場合
 - (3) Apple 社が利用者に対して Apple Pay にかかるサービス提供を停止もしくは中止している場合、またはその他 Apple 社の事情に起因する場合
 - (4) 前条に基づき、本サービスが一時停止または中止された場合
2. 両社は、利用者が本サービスを利用したことにより、本件モバイル端末の通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または本件モバイル端末に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、利用者に損害が発生した場合といえども、両社に故意または重過失がない限り、賠償の責任を負いません。また、両社が賠償する範囲は通常損害の範囲に限られ、かつ逸失利益は含まれないものとします。

第14条 契約期間

1. 本契約の契約期間は、第3条の手続きが完了し、本件モバイル端末の本件アプリケーション上で指定カードの登録がなされた日から、その5年後の応当日の属する月の末日（以下「契約満了日」という。）までとします。ただし、両社が利用者に対して契約満了日までに通知しない限り、本契約は契約満了日から5年間更新され、以後も同様とします。
2. 前項にかかわらず、利用者は本件アプリケーションにおいて、Apple 社所定の手続きを行うことにより、いつでも本契約を中途解約することができます。
3. 第1項にかかわらず、当社は契約満了日前であっても、1ヶ月前までに利用者に対し

て通知することにより、本契約を終了することができます。

4. 利用者は、契約満了日を当社に問い合わせる方法により、確認することができます。

第15条 解除等

1. 当社は、利用者が本契約に違反し、当社が利用者に対して相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、相当期間経過後も是正がなされない場合には、利用者に対して通知を要することなく、本契約を解除できます。
2. 次の第1号から第5号のいずれかに該当するときは、両社からの催告および通知を要せず当然に、また第6号から第8号のいずれかに該当するときは、当社からの通知により、本契約は終了します。
 - (1) 利用者が指定カードを退会したとき、または指定カードの会員資格を喪失したとき
 - (2) Apple社と利用者との間のApple Payにかかる契約が終了したとき
 - (3) 通信事業者が本件モバイル端末について、ICチップの機能停止および回線遮断の措置をとったとき
 - (4) 指定カード、指定カードのカード情報または本件モバイル端末を第三者が悪用した可能性があるとして両社が判断したとき
 - (5) 利用者が当社に対して、本件モバイル端末を紛失した旨通知したとき
 - (6) 利用者が本契約に違反し、当該違反が重大な違反に当たるとき
 - (7) 利用者の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (8) 利用者による本サービスの利用状況が適当でないと当社が判断したとき

第16条 準拠法

本契約に関する準拠法は日本法とします。

第17条 合意管轄裁判所

利用者は、利用者と当社との間で訴訟が生じた場合、当社本社を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第18条 本規定の改定等

1. 当社は、民法第548条の4の定めに基づき、利用者と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、当社は、当該改定の効力が生じる日を定め、たとえば、原則として利用者に対して当該改定につき次項に定める方法で周知します。ただし、当該改定が専ら利用者の利益となるものである場合、または利用者への影響が軽微であると認められる場合、その他利用者に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

2. 当社が利用者に周知する方法は、利用者が当社に対して E メールアドレスを届出ているか否かに応じ、以下の方法によるものとします。利用者は、自己が希望する周知方法を考慮の上、当社に E メールアドレスを届け出るか否かを判断するものとします。
 - (1) 利用者が当社に対して E メールアドレスを届け出ている場合、当該 E メールアドレス宛に通知する方法
 - (2) 利用者が当社に対して E メールアドレスを届け出していない場合、当社の WEB サイトに公表する方法また、当社は、当社が特に必要と認める場合に限って、書面その他の方法により、利用者に対して通知を行います。
3. 当社は、本サービスの内容を変更した場合（ただし、軽微な変更の場合等、利用者の特段の影響がない場合を除きます。）にも、前項の方法に準じて、利用者に対して通知または公表します。

以上

【2025 年 12 月 4 日現在】